

# 令和8年度 放課後児童クラブ「I Love Kids」 入会申請・利用の手引

◆対象児童 □ 三原市に住所を有する以下の小学校在籍児童  
広大附属三原小学校・三原市立三原小学校・三原市立鷺浦小学校

◆ 入会申請に当たり提出が必要なもの

- 令和8年度 放課後児童クラブ「I Love Kids」入会登録申請書
- 就労証明書…自営業の方、会社員の方 共通様式
- 介護（看護）状況申告書等、申立書、手帳のコピーなど《必要な方のみ》

◆ 提出するところ

- ワタナベミュージックラボ 店頭 〒723-0014 三原市城町2-2-3  
受付 10:00～18:00 [TEL:0848-63-2180](tel:0848-63-2180)

※入会申請・利用の手引き（この冊子）をよく読み、全てご了承のうえ提出してください。  
提出にあたっては、内容を全てご了承いただいたものとして取り扱います。

★申し込み受付期間は、P10【12 申請から入会まで】をご確認ください。

株式会社ワタナベミュージックラボ

## 1. 放課後児童クラブとは

### ◆目的

保護者が仕事などで昼間家庭にいない児童を対象に、遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図ることを目的として設置・運営しています。

### ◆活動内容

児童クラブには、放課後児童支援員（以下「支援員」）を配置しています。保護者との連携を大切に、児童の健全育成、保護者の就労支援・子育て支援を図ります。

### ◆放課後児童クラブ「I Love Kids」

| 児童クラブ名      | 住所                    | 電話番号         | 定員   |
|-------------|-----------------------|--------------|------|
| I Love Kids | 三原市城町 1-20-16 通ビル 2 階 | 0848-38-7670 | 35 人 |

### ◆実施日・運営時間

下記の時間中、保護者の就労時間に合わせて利用することができます。

※運営時間は、開始時間（長期休業・学校行事振替日:平日のみ）が三原市とは異なります。

|                             | 運営時間                         | 備考                  |
|-----------------------------|------------------------------|---------------------|
| 授業がある日<br>（月曜日から金曜日）        | 14:00~18:30<br>（19:30 まで延長可） | 学校が終わってからクラブで過ごします。 |
| 長期休業日、学校行事振替日<br>（月曜日から金曜日） | 8:00~18:30<br>（1 時間のみ延長可）    | お弁当が必要です。           |
| 土曜日<br>18 時までです。ご注意ください！    | 8:00~18:00<br>（時間延長はありません）   | お弁当が必要です。           |

※新 1 年生も 4 月 1 日からお預かりします。（申し込み受付期間：2024 年 12 月 2 日~20 日）

就労支援のための放課後児童クラブです。

ご家族のどなたかがお休みのときは家庭保育をしていただき、お子様と一緒に時間を過ごしてください。

### ◆休業日

- ・日曜日
- ・国民の祝日に関する法律 第 3 条に規定する休日
- ・お盆（8 月 13 日から 8 月 16 日まで）、年末年始（12 月 29 日から 1 月 4 日まで）

※その他、特別な理由でクラブを閉所するときや、運営時間を変更する場合があります。

昨年例）・年 1 度清掃業者が入るため 臨時休業（毎年 3 月第 1 週の土曜日予定）

- ・ヤッサ祭りの交通規制のため（16 時閉室）

## 2. 対象児童について

### ◆児童クラブの対象児童

次の小学校に就学している三原市内に住所を有する児童。対象学年は 1～6 年生です。  
新一年生の児童も、4 月 1 日から利用が可能です。

- ・三原市立三原小学校
- ・広島大学附属三原小学校
- ・三原市立鷺浦小学校

### ◆児童クラブの入会要件

一緒にお住まいの保護者の皆様が以下のいずれかに該当する場合、入会することができます。

#### ① 就労していること

… 1 年生の児童の保護者

1 週間のうち 4 日以上かつ 1 日につき 6 時間程度、概ね午後 3 時まで

… 2 年生以上の児童の保護者

1 週間のうち 4 日以上かつ 1 日につき 6 時間程度、概ね午後 4 時まで

※保育の必要性が高い児童から入会決定します。特別な事情のある方はご相談ください。

※長期休業中に入会については、上記の時間要件を概ね午後 1 時までに緩和します。

ただし、定員を超過せず、クラブの運営に支障がない範囲での受け入れとなります。

※就労時間が短い場合は、優先順位が下がります。

#### ②大学・専門学校等へ就学していること

#### ③長期にわたり疾病や障害のある親族を介護していること

#### ④疾病等による療養中や、心身に障害があること

#### ⑤産前産後期間（出産予定月及びその月の前後 1 か月ずつ）であること

★ 同一住所地及び同一敷地内の別の建物にお住まいの方は同居をしているものとみなします。

### ◆支援が必要な児童について（ご理解、ご了承ください）

・当児童クラブでは、体制が整っておりませんのでお預かりすることができません。

申し訳ありませんが、三原市子育て支援課へご相談ください。

上記の条件に該当していても、入会を希望する方が多数いる場合や負担金を滞納している等の場合は、審査・入会できないことがあります。

### 3. 入会の優先順位について

入会を希望する方が児童クラブの定員を超える場合は、以下の事項に該当する児童を優先します。

- ★より年齢の低い児童
- ★保護者の勤務時間、日数の長い児童
- ★同居や近所に親族がいない児童
- ★保護者がひとり親の児童
- ★保護者が居宅外就労の児童

定員超過となった場合、より優先順位の高いお子さんからご案内するため、継続入会できないことがあります。その場合、受け入れ可能な状況になるまでお待ちいただきます。

### 4. 利用料金（保護者負担金等）について

| 種 別                    | 金 額                                                                                                     |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保 護 者 負 担 金            | 月額 5,000 円（8月は8,000 円）<br>※18：30 以降 19：30 まで 1 時間の見守りを希望される場合は、<br>1 日につき 800 円が別途必要です。（平日のみ利用可：閉所時間厳守） |
| 教 材 費<br>(教材・消耗品・おやつ等) | 月額 2,000 円<br>※アレルギーをお持ちのお子さんは月額 1,000 円<br>（おやつを持参してください。）<br>※月に一度もご利用がない場合は、教材費のみ返金します（翌月以降）         |
| 傷 害 保 険 料              | 年額 800 円予定（4 月 1 日以降のお手続きには要手数料）※2025 年度額                                                               |

※2026 年度の傷害保険料は、2 月下旬頃確定します

**保護者負担金・教材費は、利用日数に関わらず在籍期間中は料金が発生します。日割りはおこないません。**

#### ◆保護者負担金について

児童クラブの運営（指導員の人件費、児童クラブの維持管理・施設整備費等）に使用します。在籍期間中は保護者負担金が必要です。休会した場合や、月途中の入退会についても、在籍があれば 1 か月分の負担金が必要です。

#### ◆教材費について

児童クラブで使用する絵本などの教材、消耗品、おやつなどに使用します。  
アレルギーをお持ちのお子さんは、おやつを持参してください。

#### ◆傷害保険料：財団法人スポーツ安全協会「スポーツ安全保険」

全員保険加入が原則で、利用辞退・退会による掛金の返還はありません。

【公益財団法人スポーツ安全協会ホームページ】 <http://www.sportsanzen.org>

- ・ 補償対象 補償期間：令和8年度中（年度途中入会の方は手続きが完了したときから）  
活動中及びクラブへの往復中のけがや事故に適用されますが、お子さんの故意による物損については対象外です。実費で修理費用等を保護者に負担いただきます。

※保険料の納付確認ができるまでクラブへ登会できません。入会の手続き時に現金納付。

#### ◆お支払いについて

原則口座振替での支払いとなります。（傷害保険は、手続き時に現金支払い）

※ 口座振替が開始されるまで1～2か月かかります。それまでの期間は、現金でのお支払いとなります。

## 5. 緊急・災害時などの運営について

避難情報警戒レベル4（避難指示）以上が発令された地域にあるクラブは閉所します。気象情報が警報のみの時、クラブは開所を行いますが、必ず保護者の送迎が必要となります。

児童のみの登降会は絶対にできません。

もし、児童のみで登降会が確認された場合は運用を見直すこととなります。

緊急時には保護者への個別連絡ができない場合があります。三原市公式 LINE やメール配信システムに登録をいただくなど、最新の警報発令や避難情報発令を確認してください。

#### ◆気象情報が発令された場合・学校閉鎖等になった場合

| ケース                                                                                                                                                                 | 放課後児童クラブの対応                                                                                                                                           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学校課業日・土曜日・長期休業日の朝6時の段階で避難情報警戒レベル4（避難指示）以上が発令された地域にあるクラブ<br><br><div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">必ず保護者による速やかな送迎をお願いします。</div> | ○休所としますが、開所時間までに解除されたら開所時間から開所します。<br>○開所時間中に解除された場合は、解除された時点から開所します。<br>○避難情報が解除されたら開所となりますが、警報が発令されている場合は <b>必ず保護者の送迎</b> でクラブの登降会を行ってください。         |
| 学校課業日・土曜日・長期休業日の開所時間以降に避難情報警戒レベル4（避難指示）以上が発令された地域にあるクラブ                                                                                                             | ○発令時点で閉所します。 <b>保護者による速やかなお迎え</b> をお願いします。<br>○開所時間中に解除された場合は、解除された時点から開所します。<br>○避難情報が解除されたら開所となりますが、警報が発令されている場合は <b>必ず保護者の送迎</b> でクラブの登降会を行ってください。 |
| 小学校登校時に警報が発令され、緊急集団下校となった場合                                                                                                                                         | ○開所時間である14時から開所します。<br>○警報が発令されている場合は、 <b>保護者による速やかなお迎え</b> をお願いします。                                                                                  |

|                              |                                                                                                                  |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| インフルエンザなどの感染症で、学年・学級閉鎖となった場合 | 学年・学級閉鎖の期間中（授業カットを含む）、当該学年・学級の児童は健康であっても登会できません。<br>在籍する児童のきょうだいも学年・学級閉鎖になった場合も、感染症の蔓延を防ぐため、できるだけ家庭での保育にご協力ください。 |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※警報が発令されて児童が登会している場合は、早めのお迎えをお願いします。

※送迎は、保護者の責任において行ってください。※警報の種類は各小学校の休校規定に準じます。

### ◆その他、Jアラート等による緊急情報が発信された場合

学校の警報発令・対応に準じてクラブを運営します。（学校長の判断により臨時休校や登下校の変更を行う場合があります。）

深夜・早朝など、学校始業前に緊急情報が発信され自宅待機となった場合、児童クラブは緊急情報が解除され、安全が確認できてから開所します。

### ◆地震が発生した場合

授業がある日（月曜日から金曜日）

|           | ケース                                       | 放課後児童クラブの対応                                                |
|-----------|-------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 震度5弱以上の地震 | 運営時間前（前日 18 時 30 分から当日 7 時 30 分）までに発生した場合 | 当日は休所します。                                                  |
|           | 小学校登校後に発生した場合                             | 休所します。<br>※保護者が迎えに来るまで、学校で待機します。                           |
|           | 児童クラブ登会後に発生した場合（※1）                       | 地震が発生した時点で閉所します。<br>※余震や周囲の状況を確認のうえ、支援員が児童を引率し、避難場所へ移動します。 |
| 震度4以下の地震  | 小学校登校後に発生し、緊急集団下校となった場合                   | 14時00分からクラブを開設します。14時00分までは学校で過ごします。                       |
|           | 児童クラブ登会後に発生した場合（※2）                       | 運営を継続します。                                                  |

（※2）周囲の状況によっては（※1）の対応をとる場合があります。

土曜日・長期休業日・振替休日

|           | ケース                                        | 放課後児童クラブの対応   |
|-----------|--------------------------------------------|---------------|
| 震度5弱以上の地震 | 運営時間前（前日 18 時 30 分から当日の 7 時 30 分）までに発生した場合 | 当日は休所します。     |
|           | 児童クラブ登会後に発生した場合                            | （※1）の対応と同じです。 |

|          |                                    |                |
|----------|------------------------------------|----------------|
| 震度4以下の地震 | 運営時間前（前日18時30分から当日の7時30分）までに発生した場合 | 8時からクラブを開設します。 |
|          | 児童クラブ登会後に発生した場合                    | （※2）の対応と同じです。  |

## 6. 保護者の妊娠出産時について

分娩予定月を基準として出産予定月及び前後 01 か月の3か月間児童クラブを利用できます。（分娩予定日が6月15日の場合 ⇒ 5月1日から7月31日まで）

既に入会している児童の保護者で、見守り可能な期間以降に育児休業を取得される場合は一旦退会し、復職の際、改めて申請してください。

※申し立てにより、引き続きクラブを利用できる場合があります。

**必要な物** 母子手帳・印鑑

## 7. 児童が病気のと看（長期休業中の取り扱い）

長期休業中に感染症にかかった場合には、治癒証明書もしくは、治癒したことがわかる証明書（診断書や医師の意見書）をクラブに提出してから登会してください。

証明書類発行にかかる料金は自己負担です。その他の感染症でも、医師の診断を受け、適切な時期に登会してください。病気のと看は、三原市病児保育室をご利用ください。

★三原市病児保育室（有料）【対象年齢は小学校6年生まで】

子育て支援課 児童保育係（0848-67-6042）での事前登録が必要です。

### 【長期休業中に医師の治癒証明書が必要な感染症】

※はしか、風しん、水ぼうそう、おたふくかぜ、結核、プール熱、百日咳、手足口病など・・・主治医作成

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症につきましては、別紙の経過報告書に記入してご提出ください。・・・保護者作成  
（この手引きのP15 をご利用下さい）

・経過観察後、治癒証明書を提出後、登会（ご利用）をお願いします。

治癒証明書はHP よりダウンロードされるか、添付資料のコピーをご利用ください。

## 9. 児童の登会、帰宅について

保護者の送迎による登会帰宅方法と、児童のみでの登会帰宅方法を選択できます。ただし、学校の指示や、気象警報・避難準備情報発令時及び地震発生時等には、保護者の送迎をお願いします。登会、帰宅は、保護者の責任において行ってください。

### ◆注意事項◆

- ・児童のみで帰宅する場合は、3月から10月までは17時、11月から2月までは16時30分に送り出します。

(但し、保護者の了承の下においては、3～11月：最長17時30分まで、11～2月：最長17時までの送り出し可。但し要連絡) ★I Love Kids 児童クラブのみの対応です

- ・登会、帰宅方法は、必ずお子様と確認してください。変更のある場合は、電話や生活ノートで事前にお知らせください。ただし、当日の変更はできません。
- ・安全指導（寄り道をしない、不審者に注意する等）や通学路の確認をお願いします。
- ・土曜日の開所時間は8時から18時です。★土曜日の閉所時間にご注意ください。（延長はありません）18時に施錠致しますのでご協力をよろしくお願いいたします。
- ・長期休業日、学校行事振替日（月～金）の開所時間は8時から18時30分です。

児童の安全確保のため、時間内の利用を厳守してください。

★下校後、塾に寄ってからの利用はできません。長期休業日等に習い事で一旦クラブを出た後は、再度の利用はできません。（但し、午前中は可としますが行き帰りの事故には対応できないことをご了承ください）※外遊びで外出している場合がありますのでご了承を。

- ・児童が開所前にひとりで待機することがないようにしてください。
- ・児童クラブが入っているビル入り口前の細い道を渡る時は、左右の安全を確認して渡ってください。接触事故などが起こっておりますので、クラブの方でも児童に安全確認の指導をしますが、ご家庭でもお子様と確認をお願いいたします。

## 10. 家庭状況等の変更について

次の場合は届出が必要です。指導員にお知らせください。

- ・氏名、住所、電話番号、勤務先変更
- ・母の妊娠、出産
- ・保護者の婚姻や離婚、死亡
- ・市内転居によって小学校を転校する場合

※転校先でクラブの利用をする場合は、三原市子育て支援課へ申し出が必要です。

すぐにご案内ができない場合があります。



## 1 1. 退会について

### ◆提出物

退会を希望される場合は、**前月の15日までに「I Love Kids 児童クラブの退会届」**の提出が必要です。用紙はクラブにあります。提出が遅れますと翌月8日引落しが停止できません。（返金できませんのでご了承ください）

例）10月退会の場合 →退会届は、9月15日までに児童クラブへ提出。

★退会届提出日から遡っての提出・適用はできません。

★保護者の就労時間の変更等で、対象児童の要件を満たさなくなった場合は、利用を継続することができません。速やかに退会届を提出してください。

★会社の倒産など自己都合以外で就労が出来なくなった場合には、クラブの利用を継続することがあります。ご相談ください。

### ◆利用料金の取扱い

児童クラブに行かれていなくても、退会届の提出がなければクラブを利用していなくても料金が発生します。

日付を遡っての退会はできません。

利用を中止する場合や退職などにより利用要件に該当しなくなった場合は速やかに退会届を提出してください。

## 12. 申請から入会まで

◆放課後児童クラブは、年度ごとに申請が必要です

◆令和8年4月からの入会を希望する場合（4月1日（水）から7日（火）までの春休み期間を含む）

**受付期間** 令和7年12月1日（月）～12月21日（日） **厳守**

※期間内に就労証明書の提出が難しい場合はご相談ください。

**受付場所** ワタナベミュージックラボ 店頭 〒723-0014 三原市城町2-2-3

営業時間 10:00～18:00（月～日）

◆5月以降の入会を希望する場合

**受付期間** 入会希望月の前々月11日前後から入会希望月の前月10日まで

※ただし、長期休暇中の入会については、次のとおり受け付けます。

**長期休業の受付期間**

●夏休み入会（7月21日又は8月1日から8月31日まで※附属小は25日まで）

受付期間 ⇒5月11日（月）から6月10日（水）まで

●冬休み入会（12月25日から翌年1月7日まで）

受付期間 ⇒10月13日（火）から11月10日（火）まで

●春休み入会（令和9（2027）年3月25日から3月31日まで）

受付期間 ⇒令和9（2027）年1月12日（火）から2月10日（水）まで

まとめた申請はできません。必要書類をそろえてその都度申請してください

**受付場所** ワタナベミュージックラボ 店頭 〒723-0014 三原市城町2-2-3

営業時間 10:00～18:00（月～日）

### 注意事項

★入会を希望する方が多数の場合は入会できないことがあります。

★決定は先着順ではありません。

★入会を辞退する場合は、必ずご連絡ください。

申し出無くクラブをご利用されない場合、入会を決定した月から利用料金が発生します。

★年度内に再度入会を希望される場合は、その都度申請書・証明書が必要です。

【利用待機となった方】

受入可能な状況になりましたらご連絡します。再度の申請書提出は不要です。

## 13. 申請時の提出書類

◆申請に関する書類は指定の様式を使用してください。

《1》 令和8年度三原市放課後児童クラブ入会登録申請書（児童につき1部）

《2》 保育を必要とする状況を証明する書類（家庭での養育者につき1部）

最年少のお子さんの申請書に添付し、年長のお子さんの申請書に「〇〇、（〇〇には名前を記入）に添付」とご記入ください。

|                         |                        |                                                           |
|-------------------------|------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 就労                      | 会社員・就労予定の方、<br>自営・農業 等 | ・就労証明書<br>自営業の方、会社員の方 共通様式                                |
|                         | 採用試験を控えている方            | ・申立書（疾病・出産・就学・ <b>特殊事情</b> ）<br>・採用の募集要項（就労形態等がわかるもの）の写し  |
| 就学                      | 就学中の方                  | ・申立書（疾病・出産・ <b>就学</b> ・特殊事情）<br>・学生証の写しまたは在学証明書           |
|                         | 就学予定の方                 | ・申立書（疾病・出産・ <b>就学</b> ・特殊事情）<br>・合格通知書または学生証の写し、在学証明書     |
| 介護、看護等<br>（親族を介護する場合）   |                        | ・介護（看護）状況申告書<br>・医師の診断書（市指定様式）又は障害者手帳等の写し                 |
| 疾病、障害等<br>（本人に介護が必要な場合） |                        | ・申立書（ <b>疾病</b> ・出産・就学・特殊事情）<br>・医師の診断書（市指定様式）又は障害者手帳等の写し |
| 妊娠・出産                   |                        | ・申立書（疾病・ <b>出産</b> ・就学・特殊事情）<br>・母子手帳の写し（表紙・分娩予定日の分かるページ） |

### 注意点

- ★65歳未満の同居している祖父母も証明書の提出が必要です。（別世帯でも必要です）
- ★父母の住民票が三原にある場合は、単身赴任でも各種証明書を提出してください。
- ★各種証明書は、申請する直近（3ヶ月以内）の日付で証明を受けてください
- ★就労証明書と相違する時間帯でのクラブ利用が顕著な場合には、就労先に内容の確認や、証明書や就労の証明ができる書類の提出を依頼する場合などがあります。

### ◆支援が必要な児童について

- ・当児童クラブでは、体制が整っておりませんのでお預かりができません。  
申し訳ありませんが、三原市子育て支援課へご相談ください。
- ・その他ご相談等がある場合は、入会登録申請書の「児童の状況について」に詳細にご記入くださるか、お電話にてお問い合わせをお願いします。

## 14. 審査基準による優先順位について

入会希望者がクラブの定員を超える場合は、以下の事項に該当する児童を優先します。

- ★年齢の低い児童
- ★保護者の勤務時間、日数の長い児童
- ★同居する祖父母や近所に親族がいない児童
- ★保護者がひとり親の児童
- ★保護者が居宅外就労の児童

定員超過となった場合、より優先順位の高いお子様からご案内するため、継続入会できないことがあります。その場合、受け入れ可能な状況になるまでお待ちいただきます。

## 15. 児童クラブご利用に関するお願い

特に守って頂きたい以下の点について、保護者のご理解とご協力をお願いします。

### ・利用時間について

登会・降会については、時間を十分厳守し、時間内のご利用にご協力ください。

### ・適正利用について

就労支援の施設ですので、お仕事がお休みの時には利用できません。

冠婚葬祭やイベント、ごきょうだいの学校行事等への参加する際は、三原市のファミリー・サポートなどのサービスをご利用ください。

### ・宿題について

宿題の実施状況の確認は行いません。

### ★重要 薬について

- ・クラブでの与薬は、処方箋のあるお薬のみ可能です。
- ・与薬は時間を調整するなど、できるだけご家庭での対応をお願いしていますが、クラブでの与薬が必要な場合は依頼書を提出してください。  
(様式に指定はなく、児童名・保護者名・投薬時間(期間)・薬名・投薬量を記載したもの)
- ・消毒液・絆創膏・シップ・冷却ジェルシートなどを常備し、活動中のケガや発熱の際などに使用することがあります。

これまでに、市販の薬剤を使用し、アレルギーや肌荒れなどの諸症状を引き起こしたことがある場合は、必ず申し出てください。

## ・服装・持ち物について

| 原則として禁止される服・靴・装飾品             | 禁止とされる理由                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| タンクトップ等の袖のない服<br>(ノースリーブ)     | 脇部分に布がないと、汗を十分に吸うことができません。また、肩が冷房で過剰に冷える可能性があり、体温調節が難しくなります。                                                                                                                           |
| 華美な装飾のついた服<br>(チェーンなど)        | 装飾品が活動中に引っ掛かり、服が破れたり、怪我の原因となってしまう可能性があります。                                                                                                                                             |
| 丈の短い服など、お子様の肌が過度に露出する服        | 特に、女のお子さんについては、過度にスカートが短いと、 <u>下着が見えてしまうことがあります。</u><br>できるだけクラブでの着用は避けてください。<br>トラブルを防ぐためにも、 <u>スカートを着用する際には可能な範囲で、スパッツを履くなどの対策をお願いします。</u>                                           |
| サンダル<br>(クロックスを含む)            | <u>転倒しやすくなります。</u><br>露出している部分を怪我することがあります。<br>また、緊急の際 走って逃げるのが難しくなりますので、 <u>原則としてスニーカーなどの運動靴の着用をお願いします。</u><br>なお、怪我などで通常の運動靴を履くことができない場合や、身体的事情から運動靴を履くことが適当でないと認められる場合はこの限りではありません。 |
| ネックレス・イヤリングなどのアクセサリーや髪飾り(装飾品) | 装飾品が引っかかって怪我をする恐れがあります。<br>過去、市内のクラブで、児童の髪につけていたリボンがほどけ、そのリボンを使って児童 A が児童 B の首を絞めるという出来事がありました。<br>また、カードや漫画本と同じく <u>トラブルの原因となります。</u> 着用・装飾だけでなく、持ち込みもご遠慮ください。                        |
| ネイルカラー(マニキュア)や口紅・グロスなどの化粧品・香水 | 肌や爪など、体に直接付着する化粧品や香水などは持ち込まないでください。<br>お子様によってはアレルギーを発症することもあります。<br>また、マニキュアを塗っているとプールの利用ができない学校もあります。                                                                                |

## 16. よくあるご質問

Q. 本社が市外にあり、就労証明書の取り寄せが間に合いません。

A. 期限までに申請書だけを提出し、就労証明書は取り寄せができ次第、提出してください。  
就労証明書の提出がなければ審査ができませんので、提出が遅くなると入会できない可能性があることをご了承ください。会社には余裕を持って証明書の依頼をしてください。

Q. 保護者の就職活動での利用はできますか？

A. 就職活動での利用は原則としてできません。

ただし、就職活動の理由が自己都合でない場合（会社の倒産など）については、この限りではありません。

Q. 夏休み利用希望で申請しましたが、7月だけ利用しません。利用料金はどのようになりますか？

A. 利用が決定した期間中（在籍期間中）は保護者負担金が発生しますので、利用しなくてもお支払が必要です（月に1日も利用が無ければ教材費は返金します。2,000円）。

利用を辞退される場合は、必ず児童クラブ I Love Kids にご連絡ください。

Q. 就職活動をしており、当月23日に決定の内示、翌月1日から就労開始というスケジュールの場合、翌月1日から入会したいのですが、どのようにすればよいですか？

A. 締切日までに申請書、会社の募集要項（就労形態や試験日がわかるもの）、申立書を提出して下さい。内定次第、就労決定通知書を、その後に就労証明書を提出して下さい。

※就労内容が確認できなければ審査及び入会決定はできません。

手続きに数日要するため、入会決定後すぐに利用できるとは限りません。また、必ず入会できるとも限りません。

Q. 宿題はクラブで全て見てもらえるのですか？

A. 個々の宿題状況を確認するのは困難です。帰宅後に達成状況をご確認ください。

## 17. 「I Love Kids」に関するご質問やご意見へのお問い合わせ先

株式会社ワタナベミュージックラボ（ワタナベ楽器）

〒723-0014 広島県三原市城町 2-2-3 営業時間 10:00～18:00

電話 0848-63-2180 FAX 0848-63-6794

E-mail music-info@musiclab.jp

※個人情報情報は適切に取り扱います。目的以外には使用いたしません。

株式会社ワタナベミュージックラボ 様  
(放課後児童クラブ I Love Kids)

インフルエンザ経過報告書および  
新型コロナウイルス経過報告書 (保護者記入)

発 症 日：令和 年 月 日 (発熱等の症状が出た日・発症 0 日)

診 断 日：令和 年 月 日 (診 断 型：A 型・B 型・不明・新型コロナ)

解熱した日：令和 年 月 日 (解熱…時間差で測って、37.0 度以下の場合)

解熱した日とその後 2 日間 (幼児は 3 日間) の体温測定の記録を記入してください。

|      | 体温測定月日時 | 測定時間：体温 |   | 測定時間：体温 |   |
|------|---------|---------|---|---------|---|
| 解熱日  | 月 日     | 午前 時 分： | 度 | 午後 時 分： | 度 |
| 1 日目 | 月 日     | 午前 時 分： | 度 | 午後 時 分： | 度 |
| 2 日目 | 月 日     | 午前 時 分： | 度 | 午後 時 分： | 度 |
| 3 日目 | 月 日     | 午前 時 分： | 度 | 午後 時 分： | 度 |

上記のとおり、発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過しましたので、登会許可をお願いいたします。

令和 年 月 日

児童クラブ名： I L o v e K i d s

児童氏名：

保護者氏名：

印

◎治癒後、最初の登会日に この用紙をお子様に持たせてご提出ください。